

# 11月11日(土)～11月17日(金)は 税を考える週間です



国税庁では、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、納税者の皆様に税の意義や役割、税を取り巻く諸問題とそれに対応する取組方針などの情報提供を行うとともに、税の重要性や今後の在り方について理解を深めていただくことを目的として様々な広報広聴活動を行っております。

北沢税務署の管内においても、北沢税務協力団体の主催により右記のイベントの開催を予定しておりますので、是非ともご来場ください。

※詳しくは、主催団体事務局へお問い合わせください。

日時：令和5年11月13日(月) 11時～15時

場所：烏山区民センター（京王線千歳烏山駅北口下車徒歩1分）

イ ベ ン ト	北沢納税貯蓄組合連合会	中学生の税の作文展示
	(一社)北沢青色申告会	小学生の税の書道作品展示
	(公社)北沢法人会	小学生の税の絵はがき作品展示
	北沢間税会	中学生の税の標語展示
	東京税理士会北沢支部	無料税金相談・e-Tax PRコーナー

※天候によりイベントの一部を中止する場合があります。

# 税金だより

令和5年10月号

北沢税務署  
世田谷区松原六丁目十三番十  
電話(三三三二二)三二七一  
協賛 主催 世田谷区税務協力団体  
世田谷区町会総連合会

おうちで作成  
ネットで申告



消費税の軽減税率制度・  
インボイス制度について  
のホームページ



社会保障・マイナンバー  
についてのホームページ

## 北沢間税会



北沢間税会は、消費税をテーマに活動している会です。税を考える週間では、「税の標語」の展示と「公開講演会」を予定しています。多数ご参加下さい。

### ●●公開講演会●●

日時：11月17日(金) 開演 18:30 (開場18:00～)

場所：烏山区民会館ホール／入場無料

内容：「ウクライナ音楽の夕べ」

ウクライナの音楽に親しむ  
コンサートを開催

問合せ先：北沢間税会事務局 TEL 03-3326-5251

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



## 公益社団法人 北沢法人会

～めざます企業の繁栄と社会への貢献～

法人会は地域の異業種である法人が集い

1. 「税」について
2. 「地域企業の発展」について
3. 「地域社会への貢献」について

考え実践できる唯一の場です。

皆様もこの場を一緒に育て活かす活動をしませんか？

(問い合わせ先)

公益社団法人 北沢法人会 事務局

〒154-0022 世田谷区梅丘1-43-1

TEL 03-5450-7121 FAX 03-5450-7122



## 北沢納税貯蓄組合連合会

e-Tax・自動振替推進

ウツカリをしっかりとふせぐ口座振替

★中学生の「税の作文」★

★納税キャンペーン★

問合せ先：北沢納税貯蓄組合連合会事務局

事務局：世田谷区八幡山3-6-2

TEL 03-3303-6195

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 一般社団法人 北沢青色申告会



北沢青色申告会は、北沢税務署管内約5,000人の個人事業主の皆様で構成された税務協力団体です。記帳の仕方や決算など、ご商売を営む方やアパート・マンションを貸していらっしゃる方のご相談を承っております。

問合せ先：北沢青色申告会事務局

世田谷区松原6-13-13 (北沢税務署隣)

TEL.03-3324-6131

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



東京税理士会

## 東京税理士会北沢支部

東京税理士会北沢支部では、地域に根ざすタックスアドバイザーとして、納税者のための無料相談を主な事業とする、「納税者支援センター」を開設しております。

【納税者のための無料相談会】

毎月1回(原則第2月曜日) 13時～16時

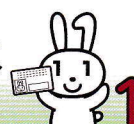
東京税理士会北沢支部会議室(世田谷区松原6-1-10)

☆完全予約制 (電話 03-3322-7894)

\*詳細は東京税理士会北沢支部まで



# スマホ × マイナンバーカード



# マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力!

作文

主催 北沢納税貯蓄組合連合会

【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】

『復興特別所得税について考える』

世田谷区立烏山中学校 三年 片岡 希愛来

「あ、来てる。」  
 自宅の郵便ポストに株式書類が届いていると嬉しい。実は、私は中学生ながら十四社の企業の株主なのだ。社会経済には動きがあることを体感できるように、という母の考えにより誕生日に毎年一社、株をプレゼントしてらつている。株主優待で図書カードをくれる企業が減つて、何となく不況を感じている。  
 書類の中の二つ、配当金が書かれてある紙には、数年前から「なお、所得税には復興特別所得税が含まれております」と書かれるようになって気になっていた。この聞きなれない税について調べてみた。  
 「復興特別所得税」とは、東日本大震災からの復興財源に充てるため、二〇一三年から二〇三七年まで、通常の所得税に上乗せ徴収される特別税である。既存の所得税をベースに二二%上乗せすること、薄く広く国民に負担を求めている。株式などの投資で利益が出た場合は、通常は二〇%(所得税十五%+住民税五%)の譲渡益税がかかる。東日本大震災の時、三歳だったがよく覚えてる。親は交通規制のため帰宅できず、祖父が保育園に迎えに来てくれた。停電が起き、

書道

主催 (一社)北沢青色申告会

★北沢青色申告会会長賞  
**税を考える**

川上 莉人

池ノ上小学校 6年 川上 莉人

★北沢税務署長賞  
**や思ひ**

平松 紗羽

希望丘小学校 5年 平松 紗羽

暗い部屋でロウソクをつけて初めてカップラーメンを食べた。電気がなくて困るな、と思った。しかし、翌朝ついたテレビを見て、食料もなく冷たい水の中で救助を待つもつと大変な状況に置かれた人々をたくさん目にし、驚いた。家も街の施設も流されたこの社会の復興に数%の力添えだけでいいのか。もっと上げてほしいように感じた。

確かに「復興税」を考えるまで私も「税は国民の義務、負担になるもの」という印象が強かった。なぜだろう。増税になると「生活の負担になる」という街の噂を集めたニュースを目にするからではないだろうか。このマスコミの情報をそのまま自分の意見として発言していいのだろうか。

災害は誰にでもいつでもやってくる。日本は国土の大半が山林で、火山も多く、海岸線の多くが太平洋に接し、プレートが重なり合うという、世界でも有数の災害多発地帯だ。自分が「使う番」になることが十分ある。誰かを助けられれば、その人が払う税金で次災害に自分自身が助かることもあるだろう。税が人と人の生活と命をどうん繋げてくれている。時限付きにせず、あらゆる災害に使える「復興税」があるとよい。名前からも使い途が明瞭で、不適切な使い方がされにくいように感じる。将来の有事に必要なのであればみんな現在の少しのがまは納得できると思う。今もっている教科書も校舎も、いや学校まで歩いていく道ですら税金でできていて。意識しないと感謝を忘れてしまう。中学生で意識したことを大人になっても持ち続けて、税金の使われ方を知り、納得して納税する大人になりたい。

標語

主催 北沢間税会

★北沢間税会会長賞

税が支える日本の明日 明るい未来を守るために

世田谷区立芦花中学校 大槻 千晴

★北沢税務署長賞

税があるのは何のため みんなの幸せつなぐため

世田谷区立松沢中学校 山本 佳苗

★北沢税務署長賞

広げよう 税の知識と 正しい理解

世田谷区立千歳中学校 田山 慧大

絵はがき

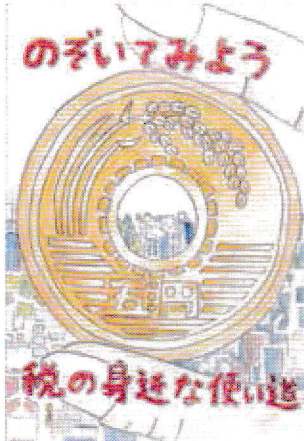
主催 (公社)北沢法人会



東京国税局長賞・全法連女連協会会長賞  
**最優秀賞**  
 船橋小学校 5年 塚原 愛子 さん



北沢法人会会長賞  
 城山小学校 4年 松本 滯珠 さん



★北沢税務署長賞  
 世田谷小学校 6年 猪瀬 さくらさん